

日本赤十字広島看護大学公的研究費運営・管理規程

(目的)

第1条 この規程は、日本赤十字広島看護大学（以下「本学」という。）における公的研究費の適正な運営・管理に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 公的研究費の運営・管理に関する事項は、法令等に定めのある場合のほか、この規程の定めるところによる。

(公的研究費)

第3条 公的研究費とは、文部科学省等の公的資金配分機関が本学並びに研究者に配分する研究資金をいう。

(研究活動)

第4条 公的研究費による研究活動は本学の活動として位置づけ研究の推進を図る。

(機関内の責任体系)

第5条 本学の公的研究費の運営・管理を適正に行うに当たり、職務上責任ある地位にある者は、次のとおりとする。

(1) 最高管理責任者

本学の公的研究費の運営・管理について、本学全体を統括し、最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）は学長とする。

(2) 統括管理責任者

本学の公的研究費の運営・管理について、最高管理責任者を補佐し、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）は事務局長とする。

(3) 部局責任者

本学の公的研究費の運営・管理について、大学院及び学部における実質的な責任と権限を持つ者（以下「部局責任者」という。）は研究科長並びに学部長とする。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者等が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるように、指導力を発揮しなければならない。

(適正な運営・管理及び基盤となる環境の整備)

第6条 最高管理責任者は、公的研究費の不正な使用の誘発要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境及び体制の構築を図るものとする。

2 最高管理責任者は、公的研究費に係る事務処理手続きに関する基準を定め、すべての研究者及び事務職員に周知し、明確かつ統一的な運用を図るものとする。

(説明会の開催)

第7条 最高管理責任者は、研究者及び事務職員の公的研究費に対する意識向上を図るため、公的研究費に関する説明会を定期的を開催するものとする。

2 最高管理責任者は、本学の定める公的研究費の規程や行動規範を研究者及び事務職員に周知徹底するものとする。

(教職員等への事務処理窓口の設置)

第8条 公的研究費の事務手続きに関する学内外からの相談を受ける窓口は事務局経理課とする。

(職務権限の明確化)

第9条 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関して、研究者と事務職員の権限と責任を明確に定め、関係者に周知するものとする。

2 事務処理については、職務権限に応じた決裁手続きを行うものとする。

(公的研究費に対する意識の向上)

第10条 最高管理責任者は、公的資金によるものである公的研究費について、本学が管理する必要性を研究者に周知するものとする。

2 最高管理責任者は、本学において事務職員が専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保し、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを研究者に周知するものとする。

3 最高管理責任者は、前2項を徹底するため研究者及び事務職員の行動規範を策定するものとする。

(不正に対する調査及び懲戒)

第11条 最高管理責任者は、不正に対する調査並びに懲戒の種類及びその適用に必要な手続きを明確に示す規定を定め、その運用については公正かつ透明性の高い仕組みを構築するものとする。

(不正防止計画の策定・実施)

第12条 最高管理責任者は、本学全体の視点から不正防止計画を策定することとし、その計画の推進を担当する部署(以下「防止計画推進部署」という。)を置く。

2 防止計画推進部署は事務局経理課とし、公的研究費の不正な使用を発生させる要因の把握・評価を行い、前項で策定した不正防止計画を推進するものとする。

3 最高管理責任者は、不正防止に対し率先して対応することを本学内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

(公的研究費の適正な運営・管理活動)

第13条 事務局経理課は公的研究費の執行状況を検証し、研究計画と実態が合致してい

- るかを確認する。
- 2 事務局経理課は、前項の検証等において問題があると認める場合は、部局責任者に報告する。
 - 3 前項の報告を受けた部局責任者は、その内容を最高管理責任者に報告するとともに、改善策を講じるものとする。

(公的研究費の執行)

- 第14条** 公的研究費の適正な運営・管理を図るため、公的研究費の執行に関する業務は、事務局経理課で行う。
- 2 事務局経理課は、公的研究費を執行する際には支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握する。
 - 3 事務局経理課は、納品検収の際には、納品書と現物を照合確認の上、納品伝票に所定の検収印を押印する。
 - 4 事務局経理課は、研究者と業者との癒着による不正な取引を防止する対策を講じるものとする。

(不正取引に関与した業者への対応)

- 第15条** 公的研究費に関して、不正な取引に関与した業者に対しては、本学との取引を停止するなどの処分を講ずるものとし、処分の内容は最高管理責任者が決定するものとする。

(情報の伝達)

- 第16条** 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営・管理を図るため、公的研究費の不正な使用に関して、本学内外からの通報窓口を設置する。
- 2 通報窓口は、事務局総務課に設置し、不正に係る情報があった場合は最高管理責任者、統括管理責任者及び部局責任者に速やかに報告する。
 - 3 最高管理責任者は、公的研究費の不正への取り組みに関する本学の方針及び意思決定手続きを外部に公表するものとする。

(監査体制)

- 第17条** 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営・管理を行うため、定期的に本学全体の視点からモニタリング及び監査を行うため、内部監査部門を整備する。
- 2 内部監査部門は、防止計画推進部署との連携を強化し、不正防止計画に基づいて監査を行うものとする。
 - 3 内部監査部門は、発注・検収・支払の現場における現状を確認するとともに、機器備品の現物確認、謝金等の使途確認、研究の遂行状況及び帳票類の監査のほか、体制の不備の検証も行うこととし、多角的な視点から監査を行うものとする。
 - 4 内部監査部門は、最高管理責任者が公的研究費について専門的知識を有する職員を監査員に任命し監査を実施することとし、内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置づけ必要な権限を付与するものとする。

5 監査員は、内部監査の実施結果について、文書をもって最高管理責任者に報告するものとする。

(運営・管理の見直し)

第18条 最高管理責任者は、内部監査の実施結果を踏まえて、運営・管理の見直しを行い、必要に応じ統括管理責任者及び部局責任者等に運営・管理の改善を指示するものとする。

(実施規定)

第19条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の適正な運営・管理に関する必要な事項は、最高管理責任者が定める。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。